特定都市河川浸水被害対策法の概要

特定都市河川浸水被害対策法の改正 （令和3年 11 月施行）
指定されている水系は全国で19水系（うち法改正後の指定は11水系）（R5.12.28時点）

特定都市河川の指定

指定に伴い施行（流域内すべてが対象）

雨水浸透阻害行為の許可

- 雨水浸透阻害行為をするものは許可を受けなければならない
- 開発により雨水流出量を増やさないための貯留・浸透対策を義務付け

※1000㎡以上が対象

指定と同時に施行

保全調整池の指定

- 防災調整池を保全調整池として指定することができる
- 機能を阻害する行為の届出を義務付け
- 必要に応じて助言・勧告

指定後に順次早期に指定

特定都市河川指定による流域対策

【参考】都市計画法の開発許可

都市計画法上の区分			開発許可を要する形の変更の対象規模
都市計画区域	線引都市計画区域	市街化区域	1,000㎡以上
		市街化調整区域	
	非線引都市計画区域		3,000㎡以上
準都市計画区域			
都市計画区域・準都市計画区域外			1ha（＝10,000㎡）以上

流域水害対策協議会の設置

流域水害対策計画の策定

河川改修・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化

（河道掘削、堤防整備
遊水池、輪中堤の整備
排水機場の機能増強　など）

協議会において実施内容を定める

雨水貯留浸透施設の整備

- 地方公共団体による整備
  国の補助率　1/3　→　1/2
- 民間事業者による整備
  計画の認定制度
  国及び地方公共団体の補助
- 国有財産の活用
  国有地の無償貸付、譲与

協議会において実施内容を定める

その他

- 下水道整備
- 下水道ポンプ施設の効果的な運転操作ルールを定める
- ハザードマップの作成、活用等のソフト対策

協議会において実施内容を定める

浸水被害防止区域の指定

- 要配慮者をはじめとする住民等に著しい危害が生ずるおそれがある土地を指定することができる
- 都市計画法の開発許可が原則禁止
- 立地適正化計画の居住誘導区域に含めない
- 都市計画法対象外の開発に対し、開発や建築の安全性を事前許可制により確認
- 移転や嵩上げ等の改修に対する予算支援

協議会において指定の方針を定める

貯留機能保全区域の指定

- 洪水・雨水を一時的に貯留機能を有する農地等を指定することができる
- 貯留機能を阻害する盛土等の行為に対し事前の届出を義務付け
- 届出に対し必要な助言・勧告

協議会において指定の方針を定める